

午後 1 時03分 開会

岩崎事務局長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、また足元の悪い中、御出席いただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから第13回西彼北部地域合併協議会を始めさせていただきます。

まず初めに、山下会長がごあいさつを申し上げます。

山下会長

皆さんこんにちは。いよいよ夏本番となりまして、暑い日が続いております。ことしは2003年のゆめ総体が当県で実施をされておるわけでございます。昨日その開会式が実施をされて、今日から競技開始ということでございますが、あいにくの雨でございます。ソフトボール競技など、外でやる競技は多分順延になっておるんじゃないかなと思います。当地におきましても、大瀬戸町で弓道競技が開催されるわけでございますが、大瀬戸町におかれましてはいろいろな前準備から大変だったろうと思いますが、どうかひとつ盛会裏に終わりますことを心から願いたす次第でございます。

本日に御多忙の中に御参集をいただきましたことを厚く御礼申し上げまして、ごあいさつといたしますが、実は私、昨日まで9日間ポルトガルに行ってまいりました。ポルトガルは日本と余り変わらん気候なんです、38度ぐらいですけども、湿度が低いために非常に過ごしやすいところでございました。皆さんにワインでもと思っておりましたが、ワインを買いましたところ、いろいろと問題がありまして、なかなか皆さん方にワインを1本ずつというのでもできませんでした。高級なワインを買ってきましたところ、19%消費税を取られるわけなんです。日本は5%なんです、これで文句を言わんとかなと思ってきました。ちょっと19%の税負担というのは非常に私も出したくなかったわけですが、しかし、買うと言うた手前出してまいりました。非常にポルトガルあたりも経済は落ち込んでおりまして、日本の経済は落ち込んでおるといながらも、やはりポルトガルあたりよりも日本がいいなという感じをしました。町の形態にしても、非常に日本がきれいでございます。帰ってきててもですね。そういった点で、自信を持って日本はまだまだ頑張っていけるんじゃないかなという感じをいたしたところでございます。

本日は新規提案にありますように、合併の期日についての再協議を御提案する予定であります。法の改正を受けて合併のスケジュールをできる限り早期に協議しなければいけないと

考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今日まで12回の協議会で、35項目について確認をいただいております。ちょうど残りが10項目となりましたが、新規の項目としても今回ですべて提案は終了することになります。

本日は六つの協議事項を上げておりますが、議員定数、新市の名称、建設計画素案などの重要項目がございます。その中で、新市の名称については本日投票ということにいたしておりますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

山下議長

早速協議に入りたいと思います。

第1項目で協議第5号 議会議員の定数及び任期に関する事、これは小委員会に付託をいたしておりますので、小委員会の委員長さんから御報告をいただきたいと思います。伊達委員。

伊達小委員会委員長

おはようございます。では、ただいまから第3回議会議員の定数に関する小委員会の報告を申し上げます。

去る7月24日の午前中に第3回の小委員会を開催いたしました。結論としましては、残念ながら今回も一つに絞ることができなかつたわけですが、小委員会の中で学識経験者の意見としては一定の方向性を出しております。その内容は、やはり一般住民から理解を得やすい制度である原則どおりの議員定数26名で新市をスタートさせるということが基本であります。この場合、特に崎戸町の人口格差には一定の配慮も必要との判断から、選挙区の設置も検討すべきとし、また、合併をスムーズに行うため、合併を実現するために定数特例の適用も妥協案として検討してよいのではないかと。具体的にはより原則に近い数字を求めておりますが、いずれにしても、定数特例という考えも第2案として出しております。

今回の小委員会では、識者の意見のまとまりを受けての協議となったわけですが、これまでも国、県の財政支援措置の趣旨についての議論、合併後のまちづくりに取り組む住民意識の問題、合併後の議会運営のあり方や地域と議員のかかわり、議員活動そのものに対する理想や懸念等、議会として一般住民との見解の相違を論じながら協議していきたいとしておりますが、一つの方向性を見出すことには至りませんでした。

先送りといいたしました大きな理由は、今後、在任特例を主張する意見に対して、8月末までに各町議会の再検討する時間を配慮し、もう一度議会サイドの調整に期待をかけるところによります。その回答を待って、小委員会として学識者側の意見の調整を図る予定です。どうか今しばらくお時間をいただき、私たち委員には原則定数特例、在任特例、いずれの制度を選択しても住民には説明責任があることを念頭に置いて、次回にはぜひとも小委員会としての結論を出しますようにしたいと考えております。

以上、御報告終わります。

山下議長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま小委員会の伊達委員長から御報告がございました件につきまして、中間報告という形での報告でございますが、これに対しまして何か御意見ございますか。特にございましたらどうぞ。池田委員。

池田委員

西海町の池田でございます。小委員会の皆様には大変御苦勞をいただいて、私たち議員の身分に関する問題でございまして、経過的なものは、議会関係者だけでの協議会が5回行われまして、結論を得ませんで、小委員会の方に付託をするという形でございます。中でも、原則・特例という選択肢の中で、西海町が当初から在任特例を希望してきております。その趣旨といたしますか、考え方といたしますか、そういうものをひとつここで述べさせていただきたいと思えます。

西海町が今そういう問題で他町の皆さん方、委員の皆さん方にもいろいろ御苦勞をいただいておりますけれども、これは本来特例措置でございまして、議員の身分、これは見方によりますと優遇措置であります。優遇措置ではありますけれども、この合併というものを本当にスムーズに遂行していくといたしますか、建設していく中において、なぜこういう特例あたりが認められておるかということがあると思えます。単に議員の保身、あめとむちで言いますと、議員に対するあめの部分という形で合併を進めようという意図だけでしょうかね。私は決してそういうことではないと思えます。5カ町がそれぞれ思いを込めて合併する中で、やはりこの合併を成り立たせていくということは大変な作業だと思えます。そういう中で、西海町の議会としては満場一致で当初から在任特例を希望して、その願いとするところは、これだけ大事な合併をそれぞれ各町の議会で、自治体で今日まで頑張ってきておる議員同士

で新しい新市の建設をよりスムーズにいい形でスタートさせたい。そのためには、各町の現在の議員さんたちで在任特例の中で作業を進めていきたい、その1点でございます。

たまたま地域の格差ということもありまして、崎戸町、大島町等が定数特例という形のものを出してきております。その願いとするところは、地域の声を反映していきたいという当初からの御意見ございまして、私たちはそういうことについても、在任特例も定数特例もそういう意味では大差はないというふうに思っております。

私たちはそれぞれの各町の議会議員として今日までやってきておりますけれども、行政と一体となって、いい意味で刺激を持ち合いながら、ひとつ切磋琢磨をして、最終的には我々一人一人の地方自治の行政に対する責任というものは議会人としてもあるわけです。それだけ責任を持って我々は議員活動というものをやってきております。単に経費節減とかだけで今後の合併を考えていいものかどうか。私たちはそういう意味で、できればみんなでいろいろ調整作業というのものも、合併までに調整するもの、また合併後調整していくもの、課題はいろいろあると思います。そういうことの中に全部の議員でひとついい市をつくっていかうや、いきたい、そういう願いのもとに私たちは言っておるわけでございまして、最低言えば、新年度予算、当初予算、1年目の予算、2年目の予算編成までかかわれる期間とするならば、1年ないし1年半、その範囲内ぐらいのところでの在任特例をおとりいただいてやっていきたいと、そういう希望でございます。

私たちの議会の中でも状況の変化に応じまして、西海町がいつまでもそういうことにこだわってどうかという意見もありますけれども、基本的にはいい市をつくっていきたい、そういう願いのもとに言っておること、このことをひとつ御理解をいただきたい。

私たちの希望どおりになるかならんかは今後のことでありますけれども、基本的な考え方として、西海町の議会の気持ちというものをひとつ述べさせていただきました。どうぞ十分小委員会の中で御討議をいただきまして、あらゆる角度から御判断をいただければ、私たちはその決定については尊重をしていきたいというふうに思っております。どういう形になりますかですけれども、議会の中でもかなりの強行意見もありますけれども、少なくともこの合併をしていくということについてはいささかの揺るぎもありませんので、そのことだけをひとつ申し上げておきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

山下議長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

ないようでございますれば、第5号につきましては、引き続き小委員会において、伊達委員長のもとで御審議をお願いしたいということでございます。

先ほどもお話がございましたように、8月いっぱいまでには小委員会の結論を出して本委員会に提出をしたいということでございますので、ひとつよろしく御尽力を賜りたいと思っております。

それでは、以上で第5号については終わりたいと思います。

次に、協議第30号 新市の名称に関することでございます。

これは前回いろいろ議論がございまして、二つの新市名を投票で決めるということにいたしておりましたが、西彼町側から異論がございまして、仮名での西そのぎというものも加えるべきだという発言がございました。協議の結果、三つを本日投票する。そして、その上位2市名をさらに決選投票で決めるという決議をしておったところでございます。

そういう前回の決議に基づきまして、三つを投票していただく。そして、投票の結果、上位2市名を再度決選投票するということできたいと考えておりますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

それでは、異議ないようでございますので、ただいまからその投票に移らせていただきます。

事務局は準備方をお願いいたします。

選挙事務につきましては、開票、それぞれ事務局に一任したいと思います。異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

それでは、そういうことで事務局に一任をしたいと思います。

富永事務局次長

それでは、ただいま投票箱の空ということで確認をいただきました。

これから各委員さん方に投票用紙を1枚ずつお配りいたします。ステージのパネルに張ってありますように、第1回目の予備投票では、西彼杵市、西海市、西そのぎ市、この3点の中から各委員さん方一つの候補を投票用紙に書いていただきたいと思います。二つ以上の候補を書きますと無効ということで取扱いをさせていただきます。

〔投票用紙配付〕

富永事務局次長

それでは、投票を行っていただきます。

最初に、会長、副会長の方から順次投票箱の方に投函をお願いいたします。続いて、内田委員、それから、崎戸町、大瀬戸町の順番で投票をお願いいたします。

〔投票〕

富永事務局次長

投票漏れはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

富永事務局次長

それでは、開票に入ります。

今日は西海町の岩永委員さんが欠席ですので、投票総数は35票ということになります。

それでは、事務局の方、開票をお願いいたします。

〔開票〕

富永事務局次長

それでは、開票結果を発表いたします。

西彼杵市 11票

西海市 20票

西そのぎ市 4票

以上です。

それでは、これから決選投票を行います。

上位2候補ということで、西彼杵市、西海市、この二つの候補に絞ってただいまから決選投票を行っていただきます。

〔投票用紙配付〕

富永事務局次長

それでは、投票をお願いいたします。

また会長、副会長の方から順次お願いいたします。

〔投票〕

富永事務局次長

投票漏れはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

富永事務局次長

それでは、開票をお願いいたします。

〔開票〕

富永事務局次長

それでは、投票結果を発表いたします。

西彼杵市 15票

西海市 20票

以上です。

山下議長

それでは、新市の名称が決定をいたしました。西海市ということで新しい新市名が決定をされました。皆さん、ひとつ拍手で承認方をお願い申し上げたいと思います。(拍手)

それでは、新市の名称は西海市と決定をいたしましたところで、次の協議に入りたいと思います。

富永事務局次長

新市の名称が決まりましたので、この西海市という名称を会長に持っていただいて、記念撮影をしていただきたいと思います。

5町の首長さんたちが一緒に集まって撮影ということですが、よろしく願いいたします。(拍手)

〔記念撮影〕

山下議長

それでは、次に入りたいと思います。

協議第42号 商工観光関係事業の取扱いに関することでございます。

協議事項でございますので、事務局から説明方をお願い申し上げます。

富永事務局次長

それでは、議案の6ページをお願いいたします。

協議第42号 商工観光関係事業の取扱いに関することについて再度御説明いたします。

まず、調整方針ですが、商工観光振興事業の奨励、金融機関への預託については、合併までに調整する。商工観光関連施設については、新市に引き継ぐ。商工観光イベントについては、新市において調整するとしております。

次の7ページをお願いいたします。

こちらから8ページにかけまして、5町における商工観光関係事業の現状について主なものを記載しております。

まず、金融機関への預託事業につきましては、西海町を除く4町で実施がされております。事業内容としましては、年度当初に町が金融機関に預託し、それを担保にして金融機関が対象者に資金を貸し出す制度であります。対象者、預託金額、貸付期間、利率など各町の制度に相違がありますので、合併までに調整するとしております。

次に、商工観光関連施設について、各町の施設の状況を記載しております。公園につきましては、各町まだほかにもあるかと思いますが、ここでは主に観光的要素が強いものを掲載しております。施設の使用料等につきましては、使用料、手数料等の取扱いに関することの協議結果に基づき調整することとし、商工観光関連施設については新市に引き継ぐとしております。

次に、商工観光イベントですが、8ページの頭にかけて記載をしております。これらのイベントは、地域を活性化させる上で重要なものであります。また、それぞれの地域性などにまつわるものがありますので、従来からの経緯と実情に配慮しながら、新市において調整するとしております。

次に、8ページの中段ですが、こちらには商工会及び観光協会の現状について記載をしております。商工会は5町すべてにおいて組織がされております。観光協会は、西海町がツーリズム協会という名称になっておりますが、ほかの4町の観光協会と同様の団体ということで組織がされております。

これらの取り扱いにつきましては、公共的団体等の取扱いに関すること並びに各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関することと別途協議いただいておりますので、これに基づき調整することにしております。

その下の観光振興についてですが、現在、各町独自の宣伝活動や観光対策のための事業に取り組んでおります。当地域における観光事業は重要な産業の一つでありますので、今後とも関係団体などと連携し、協力をしながら広域的な観光振興を図る必要があるものと考えられます。

次の9ページには先進事例を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。以上です。

山下議長

協議第42号の説明がございました。質疑に入ります。渡邊委員。

渡邊委員

金融機関への預託の件ですけど、西海町だけしておりませんし、ほかの4町を合計いたしますと133,000千円ほどになります。調整の方向としては、この4町の合計額を目安にするのか、それとも西海町の目安というものを勘案しての預託金を考えて調整するのか、その点をお伺いいたします。

山下議長

事務局どうぞ。

岩崎事務局長

ただいまの渡邊委員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、考え方としましては、それぞれの西海町を除く4町で持っている合計額の預託ということも一つの案だと思えますけれども、今の借りている4町の状況を見ながら、全体枠でいくか、額をある意味で増やすか、また減らすかを見きわめながら合併までに調整をしていきたいというような事務局案でございます。

山下議長

よろしいでしょうか。渡邊委員。

渡邊委員

ほかの件ですけど、観光イベントの件は、ここに書いてありますように、イベントについては新市において調整する。新市において調整するまでの間、イベントはそのままの形でやっていくのか、その点も確認の意味でお尋ねいたします。

山下議長

事務局どうぞ。

岩崎事務局長

渡邊委員の2点目の御質問ですが、一応合併するまでは今の各町のスタイルでイベントをやらせていただきたいというような提案でございます。

山下議長

渡邊委員。

渡邊委員

合併するまではそれでしょうけど、合併した場合に新市において調整するとありますので、調整するまでの間も、今言ったようなそのままの旧町の方法でいくのかということをお聞きしているわけでございます。

岩崎事務局長

今の質問ですが、それは今のスタイルでそのまま引き継ぐか、今後、統合調整関係を含めてやるかは、5年間程度の期間内でそのあたりを十分検討して、継続するか、廃止するか、また方法を変えてやるかと、そのあたりも含めて調整をするという提案でございます。

山下議長

ほかにございませんか。杉本委員。

杉本委員

観光関連施設のところで、例えば、営業を伴うような施設も実際入っているわけですが、こういう観光関連施設の中でも、単なる施設ならいいんですけども、営業を伴う施設の管理をしている部分があるわけですね。それは第三セクターの問題と一緒に、例えば、この観光関連施設以外のところも当然三セクであるわけですから、その辺の第三セクターの事業主体、あるいは公社などの問題と調整をしながらやっていかんと、管理はこういうふうには、例えば、崎戸町のところでも公社で管理運営をするわけですが、これはあくまでも営業を主体とした事業所ですから、ほかの部分と多少違うと思うんですよ。ですから、そういうふうになってきますと、例えば、大島町でも第三セクターの公社もありますし、その第三セクターの公社、会社をどうするかという部分は後で調整をするんですか、それともこの協議の中に上がってくるんでしょうか。

山下議長

はい、事務局。

福岡幹事長

お答えいたします。

三セクの問題は、さきの協議会の中でも別件で出ておりましたように、基本的に三セクは当分の間、現状を引き継ぎながら新市の中で体系化していく。当面、合併当初は三セクは現状のまま存続するという考え方でございます。

山下議長

よろしいですか。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

ほかに。片江委員。

片江委員

お尋ねいたします。

8ページのこの表を拝見しますと、商工会、観光協会という組織がそれぞれの町に置かれているわけですが、調整の方針という文章と、この商工会、観光協会の合併の問題について、具体的にどういう姿が描かれるのか、ちょっと御説明をお願いしたいと思いますが。

山下議長

はい、事務局どうぞ。

木下参事

御説明します。

まず、商工会ですけれども、新市になりますと、基本的には市なので、いずれは商工会議所というようなことが考えられると思います。これは以前の調整方針の中で一応出ておりましたけれども、商工会は県の統一組織であります商工会連合会というところがあって、そこの方でも合併についての指導がされていると思います。基本的には、先ほど言ったように、商工会議所を目標に進んでいくと思いますが、その他の団体や他の地域との横並び等は商工会連合会の方で情報はありますから、そのあたりを見ながら、基本的な方向はそういう方向でいくんじゃないかというふうに思っております。個々の連合会の指導のもとをお願いしていきたいというところがあります。

それと、観光協会は、新市になる、広域的な行政ができるという中において最もメリットということで観光を打ち出すことございまして、建設計画の中にもありますように、まず観光協会の充実というようなこともとらえておりますので、まず、この観光協会においては新市の一つの観光協会として組織を拡充して、有効なものにしていかなければならないというふうに考えております。(「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

山下議長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。渡邊委員。

渡邊委員

今、参事の方から商工会の方の話がありまして、市になったら商工会議所になるような方向ということで話をお聞きしましたが、商工会の方との話し合いの中のそういった商工会議所になるというような方法を含んでの発言なのか、そのところを確認しておきます。

山下議長

事務局。

木下参事

説明します。

法律上、市の場合は会議所、市の中においても、望む地域においては商工会を別途設けることができるというふうになっていると思いますので、最終的には各地域の判断になると思いますが、法律で会議所という位置づけが第一の原則なので、その方向を目指していくのではないかと考えていますが、商工会なり県連の方からの情報を得た上でのものではありません。

山下議長

ほかに。内田委員。

内田委員

金融機関への預託の件ですが、確認ですが、末端の貸付利率、これについては、要するに合併までは引き続きこの利率でいくと。合併後、新たに制度資金の要綱を見直して適用をしていくという考え方でよろしいですね。そういう意味では、預託先の各金融機関がそれぞれありますね。そういった調整も含めて合併までに行われるというふうに考えて、そういうことでいいんですね。確認です。

山下議長

事務局どうぞ。

岩崎事務局長

ただいまの内田委員の確認事項のとおりで進ませてもらいたいと考えております。

山下議長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

それでは、意見もないようでございます。

協議第42号 商工観光関係事業の取扱いに関する事、事務局提案のとおり確認とさせていただきます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

それでは、異議のないようでございますので、協議第42号につきましては確認とさせていただきます。

次に行きます。

協議第43号 都市計画関係事業の取扱いに関する事を議題といたします。

説明をお願いいたします。

富永事務局次長

それでは、議案の10ページをお願いいたします。

協議第43号 都市計画関係事業の取扱いに関する事について御説明をいたします。

都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後見直しを含め検討する。都市計画審議会は、都市計画法に基づき新市において設置する。都市計画マスタープランは、新市において作成する。都市施設は、現行のとおり新市に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整するという内容で御提案をしております。

次の11ページをお願いいたします。

この11ページから13ページにかけて、都市計画の現況をまず記載しております。この都市計画につきましては、5町のうち大島町、崎戸町の2町が都市計画区域を一部指定しております。この地域の都市計画には、臨港地区などの土地利用計画、道路や公園整備などの都市施設計画がありまして、2町ではこの都市計画に基づいて道路などの整備を行ってきております。新市になりましても引き続き都市計画区域等が存続することとなりますので、調整の具体的内容として、都市計画区域等については現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、見直しを含め検討するとしております。

次に、14ページをお願いいたします。

こちらには、まず、都市計画審議会と都市計画マスタープランを記載しておりますが、都

市計画審議会については、都市計画法第77条の2で「市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。」とされており、現在、大島町のみで設置がされています。新市におきましても、審議会の設置が必要であり、調整の具体的内容として、都市計画審議会は都市計画法に基づき新市において設置するというふうにしてあります。

それから、都市計画マスタープランについてですが、いずれの町も現在策定をしておりませんが、平成13年5月の改正都市計画法で、各都道府県はすべての都市計画区域の整備、開発、保存のマスタープランを策定するように義務づけられています。県はこれを受けまして、平成14年度内にプランの素案を作成、各市町村などと調整し、プランを作成することとなっております。そのようなことから、県の動向を見ながら調整の具体的内容としまして、都市計画マスタープランについては、新市において十分に検討してから策定することとしてあります。

次の都市公園使用料及び都市下水路占用料について記載をしておりますが、調整内容としては、都市施設は、現行のとおり新市に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整するというふうにしてあります。

15ページには関係法令の抜粋、それから、16ページには先進地の事例を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

山下議長

それでは、協議第43号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。渡邊委員。

渡邊委員

都市計画については、先ほども説明がありましたように、大島町と崎戸町だけとなっておりますけど、ここで、第1点で現行どおり新市に引き継ぎ、見直しを含め検討するとあります。全体的なことを考えての見直しだろうと思いますけど、その見直しの検討する内容というものは、どういうことを考えられる範囲内での検討をするのか、その内容的なものはどういふものかをお聞きいたします。

山下議長

事務局どうぞ。

福岡幹事長

お答えいたします。

この見直しというのは、現在、崎戸町と大島町が指定されておりますが、新たに指定をするかということを含めての見直しでございます。

山下議長

ほかにございますか。渡邊委員。

渡邊委員

もう1点お聞きします。ちょっと素朴な質問というか、間違った質問かも知れませんが、ここに都市計画マスタープランというのを作成するとあります。この前の項目の中に新市建設計画というのがございましたけど、その新市建設計画とマスタープラン、これの整合性があるんじゃないかと思えますけど、そのこのところの関連というか、整合性、そのこの抱き合わせ、そういった都市計画プランと新市建設計画との関係ぐあいはどういったものになるのか、その辺の説明をお願いいたします。

山下議長

はい、事務局。

木下参事

説明します。

建設計画につきましては、これからの議題の中でもまた出てはきますけれども、何度も説明しておりますように、合併後の約10年間の新市の姿といいますか、イメージ、そういうものを網羅している主要事業等が中心でございます、大体新市がどういう形になっていくのかというのが大まかわかるようなもの、そういう意味では、新市における全体的なマスタープランというようなことでずっと説明をしてきておりますけれども、ここの14ページの都市計画マスタープランは、書いていますように都市計画法に基づく計画でございます、今議論があったような地域指定なども含めて、新たな地域指定なども含めて、都市計画法に限定した計画になります。

ですから、今の予定では、新市のマスタープランというのは合併後に県のマスタープランなども見ながら新市においてつくっていくということですので、建設計画が順番から言ったら先になりますから、新市における建設計画を基本にした振興計画、基本計画もできますから、もろもろそういうものと整合性をとって、都市計画の分を抜き出して計画をつくるというようなものになるんじゃないかと思えます。

山下議長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

ほかにないようでございますので、協議第43号 都市計画関係事業の取扱いに関することにつきましては、原案どおり確認をすることでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

それでは、異議のないようでございますので、協議第43号につきましては原案どおり確認とさせていただきます。

しばらく休憩に入ります。2時10分から再開いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時13分 再開

山下議長

では、再開いたします。

次に、協議第44号 地域間交流関係の取扱いに関することを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

富永事務局次長

それでは、議案の17ページをお願いいたします。

協議第44号 地域間交流関係の取扱いに関することについて御説明いたします。

姉妹都市提携については相手先の意向を確認した上で新市に引き継ぐものとし、交流のための制度は新市において調整する。各種交流事業については相手先の意向を確認した上で新市に引き継ぐものとし、交流のための制度は新市において調整する。国際交流については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、交流のための制度は新市において調整するという内容で御提案をしております。

次の18ページ、19ページには、姉妹町関係、各種交流事業、それから国際交流ということで分類して現況を記載しております。

それぞれの町が個性的で魅力的な町づくりを目指して多様な交流事業を実施しております。地域間交流の促進や国際親善は新市においても重要な課題でありますので、姉妹町関係、各

種交流事業につきましては相手先の意向を確認した上で新市に引き継ぐものとし、交流のための制度は新市において調整する。それから、国際交流については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、交流のための制度は新市において調整するというにしております。

20ページには、先進地の事例を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思えます。

以上です。

山下議長

協議第44号 地域間交流事業の取扱いに関するところでございますが、質疑に入ります。質疑ございませんか。渡邊委員。

渡邊委員

姉妹都市と各種交流事業については、いろいろ活躍しておると思えますけど、その文章の中にもございますように、新市に引き継ぐとしておりまして、交流の制度は新市に引き継ぐ。そうすると、先ほどの件もあると思えますけど、5年間ぐらいはそのままの状態を引き継ぐとして、調整までには幾らかの若干の年数があると思えますけど、その間は旧町といいますか、新市になった場合、旧町というふうになると思えますけど、そういった旧町の姉妹都市との関係といいますかね、もちろん姉妹都市にしても、各種交流事業にしても新しい市でするのが当たり前だろうと思えますけど、しかし、調整するまでにはもともとの旧町などの関係等の関与というものはどういうふうになるのか、その点も確認の上でお伺いいたします。

山下議長

はい、事務局どうぞ。

木下参事

一つ目の丸の「姉妹都市提携については」というところと思えますが、まず、相手先の意向が問題なければ、新市においてもそのまま姉妹都市の関係は続けさせてもらいたいというのが基本にあって、具体的な交流については、これは今地域限定的な交流になっていますから、そのあたり新市に広げた形での交流になるというのが普通と思えますから、そのあたりを調整しながら、具体的な事業については、まさに調整ですけれども、できるだけ早目にずっとやっていかなければならないと思えますが、地域限定のままではできるだけ切り上げて新市全体としての交流をやっていくというようなことになると思えます。

山下議長

ほかにございませんか。澤田委員。

澤田委員

各種交流の中ですけれども、各種交流事業については相手先の意向を確認した上で新市に引き継ぐというようなことになっていきますけれども、実は市町村合併をすれば、全国7カ町村の大島リンク会議というのがあるんですけど、これが合併後は名称も何も消えていくんじゃないかなと思います。そういうふうな関係もありますので、これをどう今後も引き継ぐつもりなのか、もうこのまま打ち切ってでもいいというようなことなのか、これについてお願いします。

山下議長

事務局の考え方をどうぞ。

岩崎事務局長

ただいまの澤田委員の御質問ですけれども、このリンク会議、全国で今7町村ございますが、それぞれの町で今合併の協議に入っておるわけでございますが、この秋に東京で関係7カ町村集まって、今後のリンク会議をどのようにするかの検討をするということにしていますから、その結果を踏まえてこちらも対応させていただきたいと考えております。

山下議長

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

ほかにないようでございますので、協議第44号 地域間交流関係の取扱いに関することは原案どおり確認とさせていただきたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

異議なしの声のようでございますので、協議第44号につきましては原案どおり確認とさせていただきます。

次に行きます。

協議第45号 交通関係の取扱いに関することを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

富永事務局次長

それでは、議案の21ページをお願いいたします。

協議第45号 交通関係の取扱いに関することについて御説明をいたします。

まず、民間乗り合いバスへの運行補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、必要に応じ合併後調整する。航路運航への補助及び補てんについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後に調整する。大瀬戸町の町営交通船事業は、現行のとおり新市に引き継ぐという内容で御提案をしております。

次の22ページをごらんいただきます。

こちらには、バス交通関連助成と航路関連助成について記載をしております。

まず、民間乗り合いバスについては、年々ダイヤ改正等により運行数の減少や路線撤退が余儀なくされ、特に、ほかに交通手段を持たない高齢者や学童など住民生活にも支障を来している状況であります。そのため、町においては赤字補てんのための補助金を出したり、バス運行対策協議会などを立ち上げて存続要請を行ったりして対策を検討している状況です。

まず、民間路線バスへの運行補助金、赤字補てんですが、これは国においても、地方バス生活路線維持費補助金等がありますが、それに加えて大島町と崎戸町においては、大崎自動車生活交通路線維持補助金を、それから、大瀬戸町では松島離島バス運行補助金を支出しております。さらに、大島町では大島大橋路線バス運行費に係る補助金として、長崎バスの大島大橋通行料相当額を補助金として支出をしております。

各町損失補償の路線、バスが運行していない地域などがありますが、いずれの路線も住民生活の足としてその果たす役割は大きいものがあり、調整の内容としましては、民間乗り合いバスへの運行補助金等については現行のとおり新市に引き継ぐこととし、必要に応じ合併後調整するとしております。

次に、航路関連助成ということですが、特に離島を抱える当管内におきましては、船の航路も住民の足として非常に重要な役割を果たしております。離島航路につきましても、国、県からの補助制度があるものの、崎戸町におきましては、離島航路維持補助金として国、県からの補助漏れ分に対する町単の助成を行っております。また、西彼町におきましては、主に農産物を大村まで運搬する個人運営の貨物客船「倉吉丸」に対して定期航路運航補助金を支出しております。また、西海町においては、佐世保市まで約15分で結ぶ瀬川汽船が通学、通勤、通院、買い物などの貴重な交通手段となっておりまして、これまで過去に新船建造の

際には補助金を出した経過もあります。

離島住民の利便性、あるいは陸上交通よりも海上交通の方が便利な場合の特殊性を考慮したときに、今後ともこのような補助、補てんを継続する必要があるため、調整の内容としましては、航路運航への補助及び補てんについては現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後に調整するとしております。

次の23ページをお願いいたします。

こちらには大瀬戸町町営交通船について運航状況等を記載しております。

現在の「第二松島丸」は、松島の島民にとって、あるいは松島火力発電所の従業員にとって通学、通勤など生活交通として貴重な交通手段となっております。昭和26年から松島村営船として運航が始まっており、現在の「第二松島丸」で3船目、現在、1日17往復運航がされております。

右端の欄に書いてありますように、松島へのその他の交通手段としては、民間フェリーの江崎海陸運送、西海沿岸商船があり、大型貨物の対応も行っております。また、この町営船事業運営には松島火力発電所からの負担金もあります。

一番下に平成14年度の運営状況を記載しておりますが、運賃収入が約44,778千円、一般会計からも約38,000千円近い繰り出しが行われており、この分につきましては、特別交付税で約35,000千円が措置をされております。

調整内容としましては、大瀬戸町の町営交通船事業は現行のとおり新市に引き継ぐというふうにしております。

あと24ページ、25ページには先進地の事例と関係法令の抜粋を掲載しております。

以上です。

山下議長

協議第45号につきましての説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
小山委員。

小山委員

質問というよりも、お願いでありますけれども、大島大橋路線バス運行に係る補助金を現在町が13,400千円補助しているわけですが、これが合併をいたしますと、大島、崎戸両町の皆さんの足となって、ますます運行回数はふえてくると思います。これが通行料金の分が赤字になっておるということですので、ますます赤字がふえてくるということが

考えられるわけですが、この分だけでなく、大島、崎戸両町民にとりましては観光の振興という面からも大変大事なことでありますが、大島大橋の通行料の軽減につきまして、ぜひ合併協議会としても関係先の方に働きかけをお願いできないものだろうかというお願いであります。どうぞよろしく願いいたします。

山下議長

ただいまの案件につきましては、ひとつよく熟知をしながら、関係先へ提案をしてみたいと考えております。

ほかにございますか。杉澤委員。

杉澤委員

これも要望なんですけれども、離島航路の補助及び補てんについては現行のとおり新市に引き継ぐと。そして、先ほどの説明の中で、生活航路として住民の生活に重要であるということで、現行の補助額を継続するというような方向だと説明を受けましたけれども、また必要に応じて合併後に調整するという文言が入っていますけれども、崎戸町の場合は民間会社への委託という形になっておりますので、その補助額を今度減額とかなんかがもしあったとすると、運賃にはね返ってくるという形になりますので、ぜひ運賃が上がらないような調整の方法をしていただきたいということでございます。

以上です。

山下議長

ただいまの件も大事なことでございますので、よく熟知しながら検討して、関係先への対応をしてみたいと思います。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

ほかにないようでございますので、協議第45号 交通関係の取扱いに関することは原案のとおり確認とさせていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

それでは、協議第45号につきましては原案のとおり確認とさせていただきます。

次に、協議第46号 新市建設計画の作成に関すること（その3）でございますが、事務局

からの説明をお願いいたします。

木下参事

説明します。

新市建設計画の作成に関すること（その3）ですが、別紙のとおりとするということで、別紙は今回の資料にはありませんが、前回、小委員会報告という形で厚めの全体のものを提案し、説明をしたところでございます。

その中におきまして村山委員の方から、この中に、いわゆる合併の地域の特性とか独自性をより明確にするために地域プロジェクトの項目を設けたらどうかというような御提案がございまして、それを受けまして追加しようとしたものを別紙でお配りしています。たしか事前に委員の皆様には郵送しているかと思いますが、1枚の表裏あります7の戦略プロジェクトというようなものでございまして、これを説明したいと思いますが、これはお手元にありませんでしょうか。

計画の中に新市の主要事業とずっと各事業を六つある基本方針に基づきまして4章で設けていますが、その一番最後の7番目、この7という数字はそういうことでございまして、7として戦略プロジェクトという形で位置づけようというような対応でございまして、

これにつきましては、村山町長の提案を受けまして、企画部会を通じまして各町長の方には内容についての説明、追加修正等を経て基本的な了解を得てこういう整理をしています。内容的には、優先的な構想とか計画につきまして特に再編したものでございまして、ちなみに、これにつきましてはまだ県の協議というものは済んでおりません。

では、中身について説明させていただきますが、全部で17項目あります。1から3は基本方針の1番目の安心できる豊かなふるさとづくりに該当するものでございまして、1番目が保健・医療・福祉の包括システム構築プロジェクト、2番目が元気で長寿生きがい日本一プラン構築プロジェクト、3番目が障害者の自己実現の促進プロジェクトというようなもので、ここに主要な大きな計画についてそれぞれ整理をしています。

4から7につきましては、基本方針の2番目の時代を見据えた産業づくりに該当するところございまして、4番目が資源循環型農業システム構築プロジェクト、5番目が地域農業総合生産団地構想プロジェクト、6番目が大規模海洋都市構想プロジェクト、7番目が資源管理型農業システム構築プロジェクトというようなものでございまして、

8番目の多機能複合型地域再生プラン構築プロジェクトは、基本方針の2と5、5は誇り

と連帯のあるまちづくりなのですが、両方に係るようなものでございます。

それから、2ページ目に行きますけれども、9番目は旧産炭地域活性化プロジェクトということでございまして、この名前そのものが主要事業の中の基本方針の2番の中に入っております。また、10番目は高度集積テクノランド構想プロジェクトというようなものでございます。

それから、11番目から12番目にかけては、基本方針4の郷土の明日を拓く人づくりに該当するところございまして、総合的な子育て支援プロジェクト、12番目が特色ある教育フィールド整備プロジェクトというような形で整理をしています。

13から15におきましては、基本方針5番目の誇りと連帯のあるまちづくりの基本方針の中に該当するところございまして、13番目が無線LAN導入プロジェクト、14番目が歴史公園建設プロジェクト、15番目が協働型まちづくり構築プロジェクトというようなもので整理をしています。

それから、16番目の公共事業推進プロジェクトは、これは基本方針3番目の観光交流拡大によるまちづくりと5番目の誇りと連帯のあるまちづくりの両方に係るようなことになっていきます。

最後の17番目のエネルギー循環システム構築プロジェクトにつきましては、一番最後の基本方針6の自然と共栄する地域づくりというようなものに該当するものでございまして、それぞれ新市として取組まなければならない大きな計画構想になっておりまして、こういうものを新市において調査研究なりやっていくというような考え方のもとに一つの戦略プロジェクトというような形で整理をしまして、第4章の7という形で追加させていただくというようなことでございます。

以上です。

山下議長

ただいま事務局から説明があったことは、前回、村山委員より考え方として実行できるプランとして重点項目というものを掲げていく必要がある、そういう中で提案がされて、事務局で協議がなされたわけでございます。それをまとめて提案をしたわけでございますが、第4章の7項につけ加えたいということでございますので、御了承をお願い申し上げたいと思います。

次に、これに絡むことでございますが、特に、各地域において今日まで総合計画、そ

ったものが作成されておるわけですが、その中でも、やはりこれから新市に向けて、新市がスタートした時点で実行する項目というものを一つ一つ細かく掲げて、予算の計上からする必要はあるんじゃないかという提案が本日また追加提案をされておまして、非常に大事なことでありますので、私たちも協議をしたところでございます。各町からそれぞれの細かい事業実施についての提案がなされたときに果たして予算枠というものに当てはまるかどうかという問題もございますので、一応そういったものは事務局で検討して、各町から当然そういった細かな提案というものを吸い上げて、それを検討して、再びこれを今後の建設計画にのせるかどうかというものを判断していきたいという考え方を持っておるわけございまして、ひとつ事務局に当たっては、今申し上げましたように、現在考えておられる事業、それからまた新しく新市ができた場合に考えられる事業というものも細かく提起をするべきだという方針のもとに、事務局が作業をしていただきたいということをお願いをさせていただくことでございます。事務局の方はひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただいまの協議第46号の新市建設計画の作成に関することにつきましては、協議をしたことと新しく村山委員から提案をいただいていることも含めまして、次回にまた提案をさせていただく予定でございます。

ほかに御意見がございますか。田川委員。

田川委員

村山町長から提案があったプロジェクトですけれども、木下参事から説明がありましたように、これまでの基本計画案ですか、その23ページから54ページの中にかなりもっと詳しく網羅されておって、説明の中でもこれはこれに該当しますという説明がずっとなされてきていますが、新しい感覚がなかなかこの文章では見られません。あえてこのプロジェクトを出した意味ですね、大変すばらしいプロジェクト案ですけれども、あえて重複を踏まえた上でも提案したい、この位置づけについてもう少し説明していただければと思います。住民の皆さんはこういう建設計画案等はなかなか読めない。そうであれば、これをもう少し簡略化したわかりやすい説明のためにこういうプロジェクト案を出したとか、少なくともそういう部分がないと、重複のまま第7ということでも出されても非常にわかりづらいプロジェクトじゃないかなと。大変すばらしい内容ですけれども、そこら辺をはっきりさせていただきたいと思いますので、もう一度説明をお願いいたします。

山下議長

はい、事務局どうぞ。

木下参事

説明します。

御懸念、おっしゃるとおりのところがございます、10回程度小委員会を開きまして、こちらの基本的な考え方としましては、対等合併を前提に、いわば可能性のあるいろんな事業をバランスよく整理をしていると。可能性のある事業を広範囲にとらえてきて、こういう全体の建設計画をまとめたところではありますが、逆に、例えば住民説明会に臨むに当たっては、一体具体的にどういうものからやるのかというような考え、質問などに対してどれからやるとか、そういう具体的なものがなかなか見えにくいと。総合計画の宿命的なものなんです、そういうものがあります。そういう中において、村山委員からの提案は、その中でも新市において優先すべき大きな事業はより明確にした方がいいのではないかというようなことございましたので、それを受けまして、各基本方針の中で取り上げるべき大型事業、ハード事業を中心にソフトも一部ありますけれども、とにかくそれぞれの事業を強調しているというような位置づけでございます。

ただ、1から6までの基本方針に基づいております本来の主要施策、主要事業がありまして、この戦略プロジェクトに載っていないものがどうなのかといえ、またそれはそれで新市において個々に検討していかなければならないものなので、優先順位というような意味合いではないんですが、より強調して調査、あるいは研究していくべき事業というようなとらえ方で7として追加をしているということでございます。

山下議長

田川委員。

田川委員

ちょっとわかりづらい。私が理解能力がないのかもしれないんですけど、今、1から6までの間にもっと詳しく具体的に建設委員会の中で調査をされて、それで提案をされている。この17項目というのはわかりやすくはあるんですけども、具体性に欠ける部分がある。なぜあえて第7として上げなければならないか、これについて質問したわけですけども、それとまた、わかりやすい明確なプロジェクトということですけども、果たして第3章にしても、障害者が自己実現できる地域づくりを推進する、どういった手法とするのか。住民にとって住みよいまちづくりというのは非常にありがたい言葉なんですけれども、どういった手

法で、どういったやり方で住みよいまちづくりをするのか、障害者に優しいまちづくりとは何なのか、こういうことをしますよと具体案を出さないと、本当のプロジェクトとは言えないんじゃないか。これは目標がはっきりしていれば、かなり困難な事業でも頑張っていける。しかし、あいまいと言え失礼なんですけれども、漠然とした目標であれば何をすべきなのかというのがわかりづらい。言葉はきれいでわかりやすいけれども、その内容、指す意味、なかなか住民の皆さん、私にもわかりづらいんですけれども、そこら辺、もう一度提案者である村山町長に説明していただければと思います。

山下議長

はい、村山委員。

村山委員

今の御意見、ごもっともだと思っております。なぜ再び掲げるか、あるいはこういうくくりでプロジェクト編として、プロジェクトページとして入れたらどうでしょうかということをご提案いたしました。事務局で採用いただいて、こういう形になったことについては敬意を表したいと思っておりますが、プロジェクトと言っております言葉の受けとめ方だと思っておりますが、まさに第5章まで素案の中で具体的な事業名が上がる可能性として全部網羅してあります。そこから事業という形でとられると思っております。

しかし、それはそれでいいんですが、それに加えてこのプロジェクトのページを挿入提案いたしましたものは、生活という立場、あるいは地域の形という立場から、現在素案に上げておられます事業を導入していくということになるかと思っております。そのための研究調査、開発ということプロジェクトという意味でくくっておるんですが、今まさに委員おっしゃったように、じゃ、具体的に長寿日本一、あるいは健康寿命を高めるというのは何と何をやるのか。あるいはこの中に特殊出生率を向上しようという言葉を使っておりますが、女性がお一人で何人の子供を生むかということが少子対策の一つのバロメーターになります。大きなバロメーターになります。じゃ、特殊出生率を上げるためにどういう施策、どういう考え方、どういう事業が必要なのかということをご研究調査、開発していこうというためのテーマとしてここを上げておりますので、それぞれの事業名を現在の素案で想定していただき、理解をしていただく。あるいはその事業を進めることを新しい市になったらこのようなテーマで調査研究を進めましょう、始めましょうという意味でプロジェクトを上げさせていただいているということに御理解いただければと私は思って、提案したわけでございます。

山下議長

田川委員。

田川委員

なかなかまだわからないんですけど、そうであれば、むしろ1から6の後に7とつけるんじゃないかと、一番最初に持っていくべきじゃないのかなと。プロジェクトがあって、もっと詳しい建設委員会での具体案があるんじゃないか。新市になって、こういうプロジェクトをしていきますよ、17のプロジェクトに取り組みます、これは非常にわかりやすい。そうであれば、先にこの17のプロジェクトがあって、そして、それについて小委員会の具体案が出てくる、これが私は形としてわかりやすいんじゃないか。先に具体案があって、一番最後に第7としてプロジェクトがある。それはそれで、皆さんが理解して承認が得られればそれでいいんですけども、かえってわかりにくい状況になったんじゃないかなと思うんですけど、この点について事務局の見解をお願いいたします。

山下議長

事務局どうぞ。

木下参事

策定の経過上、まずその方針を確認していただきまして、その後にアンケートなどを行って、また事務方では各町の10年間の考えられる事業を拾い上げまして、そして、現状認識とかまちづくりの方向性を経た上で基本コンセプトを策定したと。基本方針が六つあると。その中で、また基本方針につながる政策例がありまして、そういう形をまた確認していただいた上で小委員会と企画部会の中で主要事業、主要施策を固めていきました。

そういう流れの中におきましては、全体の主要事業、主要施策が固まった上で提案したという経過の流れ上、問題がなかったかどうか、それはわかりませんが、固まった上で提案ということになりましたので、新たな提案についての軌道修正の仕方がなかなか難しいという点があるんですが、そういう経過上、村山委員からの提案を主要事業の前に持つてくるといのはどうしても構成上わかりにくい流れになってしましまして、基本コンセプトのそれぞれの六つの方針を受けて政策があって、主要事業があるという考え方ですから、その間にこのプロジェクトが入り込むというのは少し問題があると思います。

ということで、一つの主要事業までの流れがあった上で、別の考え方としてその主要事業の中からピックアップして調査研究すべきものというような考え方で別建てで7をつくった

ということでございます。流れから言えば、そういうことでございます。

山下議長

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次回にこの中身について、再度各町から提案をされてくるものが具体的な案として示されるものと思いますので、そのときにでもまたひとつ皆さん方の質疑を賜りたいと思っております。

それでは、協議第46号につきましては、ただいま申し上げましたように、村山提案をつけ加えましてプロジェクト編として採用するという御理解を賜りたいと思っております。

以上をもちまして本日の協議事項というのは終了するわけでございますが、次に、新規提案事項として4項目予定をされております。

事務局から説明をお願いいたします。4項目とも連続して説明をお願いいたします。

富永事務局次長

今回の新規提案事項に入る前に、本日お配りの1枚ものの両面コピー、協議第38号という資料をごらんいただきたいと思っております。

各種福祉制度の取扱いに関することです。

この件につきましては前回の協議会で御確認をいただいておりますが、この各種福祉制度の取扱いに関することの中で、裏面にありますその他各種福祉制度に関する戦没者追悼式、これにつきましては、現在各町とも実施主体が殉国者慰霊奉賛会でとり行われているということで、行政の福祉制度として表現するのはいかがなものかということで前回村山副会長の方から御指摘がされていたところです。この件につきまして、幹事会の方でも検討した結果、やはり政教分離の関係からも削除した方がいいのではないかという結論に達しましたので、今お配りしております資料のとおり修正をしたいと考えております。御理解と御承認をお願いしたいと思います。

山下議長

ただいま事務局からございました裏の部分でございます。その他各種福祉制度に関すること、「戦没者追悼式等は現行のとおり新市に引き継ぎ、開催方法等については合併までに調整する」というのを削除したいということでございますので、御了承をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き説明をお願いいたします。

富永事務局次長

それでは、議案の27ページをお願いいたします。

今回の新規提案事項について御説明をいたします。

まず、提案第47号 農林水産関係事業の取扱いに関することについて御説明をいたします。

最初に、全体としての調整方針ですが、1、農林水産関係事業の取扱いについて、同一又は類似する事業はその振興を図るため統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業については継続を基本に、次の区分により調整する。国又は県の補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。各町の単独事業については、合併までに統一できるよう調整に努める。2、農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において速やかに策定するとしております。

次の28ページからは、5町における農林水産関係事業の現状とその調整内容について主なものを記載しております。

まず、農業関係事業について記載をしておりますが、農業振興地域整備計画について、これは地域内の自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して、農業の健全な発展に必要な優良農地の確保及び農地の有効な利用計画を策定するものであります。この計画の農振農用地区域につきましましては、崎戸町を除く4町で設定がされております。

調整内容としましては、農振農用地区域は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき合併後調整するとしております。

次に、認定農業者育成対策事業ですが、これは崎戸町を除く4町に認定農業者がおり、西海町と大瀬戸町には認定農業者協議会が設立をされております。

調整内容としましては、事業は新市に引き継ぎ、組織については合併後調整するとしております。

それから、環境保全型農業実践事業ですが、事業は西海町のみが実施をしておりますが、環境保全型農業推進協議会は崎戸町を除く4町に設置がされております。

調整内容としましては、事業は新市に引き継ぎ、組織については合併までに調整するとしております。

それから、米生産調整推進対策事業ですが、これは5町とも事業は実施をしておりますので、事業は新市に引き継ぎ、組織については合併までに調整するとしております。

それから、農業金融対策事業ですが、西彼町、西海町、大瀬戸町において各種資金の利子

補給を実施しております。若干の相違点もありますので、合併までに調整をするというふうにしております。

次の29ページをお願いします。

まず、中山間地域等直接支払事業ですが、これは崎戸町を除く4町で国、県事業を実施しており、大島町では町単独でも実施をしております。なお、この制度は平成12年度から平成16年度までの制度であり、17年度以降については現在のところ白紙の状態です。

よって、調整内容としましては、国、県事業については現行のとおり新市に引き継ぎ、国の制度の動向を見て合併後調整することとし、町単独事業については合併までに調整するとしております。

次に、農政ビジョン推進特別対策事業ですが、西彼町、西海町、大瀬戸町の3町で、県の要綱に基づき実施をしておりますが、町の上乗せ補助の仕方に若干の相違点がありますので、合併までに調整するとしております。

次に、果樹振興対策事業ですが、事業については新市に引き継ぎ、補助率については合併までに調整するとしております。

30ページをお願いします。

まず、施設園芸振興対策事業ですが、西彼町、西海町で町単独事業として実施をしております。

調整内容としましては、合併までに調整するとしております。

次の担い手育成事業につきましても、合併までに調整するとしております。

次に、有害鳥獣駆除ですが、委託先、委託料に相違点があるため、調整内容としましては、新市に引き継ぎ、合併後調整するとしております。

それから、猪防護用電気柵導入事業ですが、これは町単独事業の補助率等に相違点があるため、合併までに調整するとしております。

それから、愛玩鳥獣許可事務につきましても、これは権限移譲事務のため全町で実施をしておりますので、新市に引き継ぐというふうにしております。

それから、農業関連施設につきましても、各町ごらんのような施設があります。

調整内容としましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については合併後調整するとしております。

次の農地保有合理化事業ですが、現在、大島町のみで実施がされております。調整内容と

しましては、新市に引き継ぎ、合併後調整するとしております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

畜産関係事業です。まず、家畜導入事業資金供給事業ですが、西彼町、西海町で実施がされております。助成額等に相違がありますので、調整内容としましては、合併までに調整するとしております。

それから、肥育素牛導入預託事業、家畜診療業務委託につきましては、預託機関、委託料などに相違がありますので、新市に引き継ぎ、合併後調整するとしております。

それから、次の肉用牛共進会についてですが、これは農協合併前までは大西海農協が主催をし、西彼町、西海町、大瀬戸町が参加をしております。

調整内容としましては、新市に引き継ぐというふうにしております。

続きまして32ページ、土地基盤整備関係事業です。

ここに記載してありますように、国・県補助で実施をしている事業につきましては、地元負担割合について相違があるため、事業は新市に引き継ぎ、地元負担割合については合併後調整するというふうにしております。

また、町単独事業につきましても、採択基準、補助率等に相違があるため、事業は新市に引き継ぎ、採択基準及び補助率等は合併までに調整するというふうにしております。

農道につきましては、広域農道が西彼町と西海町に、それから、町管理農道が崎戸町を除く4町にあります。

調整内容としましては、新市に引き継ぐというふうにしております。

続きまして33ページ、林業関係です。

まず、流域森林総合整備事業ですが、森林整備計画書が各町にあります。各町これをもとに森林の有する諸機能を高度に発揮させ、適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持増進を図っております。

調整内容としましては、新市に引き継ぎ、森林整備計画は合併後調整するというふうにしております。

その他、ここに記載をしております林業事業及び林道については、新市に引き継ぐというふうにしております。

それから、林業関係団体についてですが、西彼町に林業振興会、西海町に緑の少年団が2団体、大瀬戸町に一つの緑の少年団があります。

調整内容としましては、新市に引き継ぎ、補助金については合併までに調整するというふうにしております。

続きまして34ページ、水産業関係です。

まず、国・県補助事業についてですが、各町実施をしております、調整内容としましては、新市に引き継ぐというふうにしております。

次に、町単独事業ですが、栽培漁業推進事業や団体への補助、特産品開発など、さまざまな事業を実施しております。

調整内容としましては、新市に引き継ぎ、合併後調整するというふうにしております。

最後に、35ページをお願いいたします。

水産業においても利子補給事業を実施しております。若干の相違がありますので、調整内容としましては、合併までに調整するというふうにしております。

それから、漁港及び水産関連施設です。

漁港は西海町を除く4町に、その他の水産関連施設につきましても、ごらんのように各町にあります。

調整内容としましては、施設は新市に引き継ぎ、管理運営については合併後調整するというふうにしております。

それから、36ページ、37ページには先進事例を挙げておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして38ページ、提案第48号 建設関係事業の取扱いに関することについて御説明をいたします。

調整の方針としまして、4項目を上げております。

まず、公共土木関連事業については、「新市建設計画」等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準は新市において策定する。路線区分等、調整が必要な事項については、新市において調整する。港湾、河川、公園、砂防指定地及び急傾斜地崩壊対策危険区域指定地については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。その他の事務事業については、合併までに調整するという内容で御提案をしております。

次の39ページから40ページには、各町の現況についてお示しをしております。

まず、町道についてですが、各町ともそれぞれ1級、2級及びその他の路線に区分がされ

ておりまして、道路台帳を整備し管理をしているところです。現在5町の町道を合わせますと1,230路線、延長が約935キロメートルとなっております。これらの維持補修につきましては、西海町、大瀬戸町におきまして小規模補修については直営で行っておりますが、ほかの3町はすべての補修につきまして外部委託で行っております。

現在は5町の町道の認定基準などに相違がありますので、合併後に調整を図る必要があります。調整の具体的内容につきましては、町道については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準は新市において策定する。路線区分など調整が必要な事項については新市において調整するというふうにしております。

次の40ページをお願いいたします。

ここでは、河川及び港湾関係についてお示しをしております。これらにつきましては、合併しても現況のとおり管理をしていく必要がありますので、新市に引き継ぐということにしております。

まず、5町の河川の状況ですが、町が管理している準用河川及び普通河川で、5町合わせまして203本、延長が約144キロメートルです。また、これとは別に県管理の2級河川が西彼町、西海町、大瀬戸町にあります。それから、港につきましては、所管によりまして港湾と漁港に区分がされております。今回の建設関係に含まれる港湾は、ごらんとおり5町管内で13港あります。

続いて、砂防指定地、急傾斜地、地すべり、土石流についてですが、まず、砂防指定地につきましては、各町とも指定地が設定されておまして、5町合わせますと23カ所になります。この指定地には砂防施設が設置をされておまして、すべて県管理の施設となっております。

それから、急傾斜地崩壊対策危険箇所につきましては、急傾斜地の災害危険区域の指定を行い、災害の未然防止のため崩壊防止工事を行っているところです。指定区域は全町において指定を受けておまして、5町合わせますと217カ所の指定区域があります。この急傾斜地域の指定につきましては、各町の防災計画で年に1回それぞれ現地を回って確認をしております。

調整内容としましては、砂防指定地及び急傾斜地崩壊対策危険箇所については、現行のとおり新市に引き継ぐというふうにしております。

それから、地すべり危険箇所については、大島町を除く4町で109カ所、それから、土石

流危険溪流も71カ所あり、これらはほかの危険箇所同様に住民の生命、財産を守るため引き続き整備を進めることとしております。

それから、その他の事務事業につきましては、多種多様に分かれておりますので、ここでは一部例示ということで、里道補助と除草奨励金の2項目を上げております。

ここで恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。

西彼町欄の里道補助と除草奨励金の欄はそれぞれなしということで訂正をお願いいたします。制度はないということで修正をお願いいたします。

これらの国所有の里道、いわゆる赤道の改修工事等につきましては、ごらんのとおり各町助成制度の内容に差がありますので、調整が必要となってまいります。現在各町におきましては、この里道を国から払い下げていただく準備を進めている状況です。

また、除草奨励金につきましては、西海町と大瀬戸町が全自治会を対象に支出をしておりますが、西彼町、大島町、崎戸町においては制度がありません。こういった一つ一つの事務事業につきましては、協議会の基本的な調整方針に従い、合併までに調整することとしております。

次の41ページには先進地事例を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

山下議長

しばらく休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時17分 再開

山下議長

再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き事務局からの説明をお願いいたします。

富永事務局次長

それでは、議案の42ページをお願いいたします。

45の協定項目のうち、一番最後のその他の事務事業の取扱いに関するについて御説明をいたします。

まず、調整方針ですが、その他事務事業の取扱いに関するについては、次の基本方針に留意し調整するものとするということで、1、市民生活に支障のないよう速やかな一体性

の確保を基本とし、事務事業の調整に努める。2、市民サービス及び市民福祉の向上を基本とし、事務事業の調整に努める。3、負担公平の原則に基づき、行政格差を生じないよう事務事業の調整に努める。4、健全な財政運営と事務事業の効率化に努める。5、行政改革の観点から、常に市民の視点に立った事務事業の見直しに努める。6、新市の規模に見合った事務事業を基本とした行政運営に努める。7、これまでの行政運営における国・県を中心とした関係行政機関との協定内容は、新市に引き継ぐものとするというふうにしております。

事務事業を細かく分けると1,000余りの項目になりますので、これらの項目の中には庁舎の管理とか学校関係の学齢簿の処理とかいうふうに事務的に調整するようなものまで数多くあります。

そこで、以上の七つの基本方針をお示し、調整の方向性を決めて、これをもとにして協定項目に上がっていないその他の事務事業については調整していくこととなります。

次の43ページには壱岐4町の合併協議会の例を記載しております。当協議会と同じような調整方針というふうになっております。

以上、説明を終わります。

山下議長

ただいま提案第47号、48号、49号の新規提案事項の説明があったわけですが、これにつきまして特に質問がございましたらどうぞ。森山委員。

森山委員

提案第48号ですけど、38ページの港湾、河川、公園、砂防指定地及び急傾斜地等については新市に引き継ぐとあります。ちょっと資料としては大きくなるのかなと思いますけれども、各町のこういう港湾を初め、場所を示した資料ができれば、それをちょっといただきたいんですけど、いかがでしょう。

山下議長

事務局はいかがですか。

富永事務局次長

それでは、次回の協議会のときにはお渡しするようにしたいと思います。（「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

山下議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

ほかにはないようでございますので、提案第47号、48号、49号につきましては次回に確認をいただきたいと思っておりますので、お持ち帰りをいただいて熟読をお願い申し上げたいと思っております。

次に、提案第50号 合併の期日について（その2）でございます。

前回もこの問題につきましては皆さん方に提案をいたしておるところでございますが、特例法が16年3月31日から17年3月31日に延んだことで、合併の期日を16年3月1日ということで決定をいたしておりましたが、再協議をするべきだという御意見もございます。そしてまた、法律が変わったときには再協議をするということの申し合わせもございましたので、前回話をしておるわけでございますが、事務局から提案がっておりますことについて事務局から説明をお願いいたしたいと思っております。事務局どうぞ。

木下参事

説明します。

資料は44ページでございます。合併の期日について（その2）、その2ということは2回目ということで、書いていますように、合併の期日については、国における「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正により、市制選択の人口3万人要件の特例適用期間が延長されれば、合併期日の変更について再協議するという申し合わせにより、別紙のとおり再提出するというふうにしています。

別紙が45ページから46ページでございます。

まず、45ページでございますけれども、合併期日再協議提案資料です。

経過としましては、いわゆる市町村合併特例法が一部改正されまして、合併特例法に規定されております合併した場合に限り市になることができる市制要件の3万人特例措置の期限が平成16年3月31日から平成17年3月31日へ延長されました。改正法は7月2日に可決成立をしまして、書いていますように、7月9日に公布、同日施行でございます。

2番目に書いていますように、1月17日の第3回の協議会において、合併の期日といいますが、それは16年3月1日と確認されておりますけれども、その際に法の延長があった場合は再度協議するという約束がございましたので、この約束に基づきまして、今回特別に確認事項を再協議するというようなことでございます。

延長する合併期日の事務局からの案としては下の表のとおりですが、その前に、右の方の46ページに表がございますが、この表の説明の方からしたいと思います。

これは県内の法定合併協議会における合併までの期間の一覧表でございます。左の方に各法定協の設置順からずっとあります。そして、設置日、調印日、合併の期日などで、あとそれぞれの期間がどれくらいかかっているかというような表でございます。上の四つ、対馬6町から壱岐四町、上五島地域5町、下五島一市五町までがいわば先頭集団といいますが、そういう形になっておりまして、Cの欄の合併の期日、16年3月1日と16年8月1日の2種類ですが、その合併の期日まで決定をしております。下四つ、北松浦一市五町から西彼中部3町がいわば第2グループなんです。うちの北部もここに入るんですが、それがその後のグループでございます。Cの欄を見ていただきますとわかりますように、北松浦の16年11月1日から17年1月4日、17年3月1日、17年1月1日というような形でそれぞれ合併の期日が予定をされております。

この表をこれからの協議の参考にしたいと思っております。ちなみに、右の欄、A～Bというのは法定協の設置日から調印までの期間ということで、下のグループでいきますと1年4月から1年の間のような感じ、また、調印から合併までの期間が、11月もありますが、これは編入合併ですけれども、1年2月から1年の間という感じの大体の期間になっております。参考にさせていただければというふうに思います。

というようなことで、45ページの表に戻りますけれども、今後のこちらの協議期間とか調印議決後の準備期間などを考慮すると、やはりこの四つの事例を参考に当地域の合併の期日を選択してよいと判断しまして、こういう形で早い順から四つ並べております。どれを選択するかということで、やはり共通した検討項目、考えられる主な検討項目を三つ上げまして比較をしたいと思っております。

表の下に書いていますように、まず1番目の検討項目としまして、電算のテスト、引越、執務室整備等の関係ではどうかというような点です。まず、16年11月1日につきましては月曜日ですので、直前の土曜日、日曜日の2日間を活用できます。17年1月1日は、少なくとも年末の休暇を活用できると。17年1月4日は年末年始という長い休暇を活用できると。17年3月1日の場合は、これは1日にこだわったとした場合は、平日のため月曜から火曜で新市ができてしまいますから、事前に相当な準備が特に必要だというような考え方になります。

2番目の検討項目としましては、支出の関係でございます。これは事務的なことなんですが、人件費などの日割り計算がどうなるかというようなことでございます。これは1日か1日以外かというようなことになりまして、11月1日、1月1日、3月1日の月初めの場合は日割り計算などの問題は発生しませんが、3番目の1月4日の場合は、1月3日までの人件費とか、いろいろ光熱水費等を含めて3日間の関係の支出が旧町で出さなければいけないと。4日からは新市において出さんばいかんというような感じで、月の分の計算を日割りで行わなければいけないというような事務の煩雑さが出てくる点があります。

3点目の検討項目は、新市における新年度、平成17年度になりますが、予算編成の対応はどうかというような検討項目ですが、一番早い16年11月1日の場合は、合併後50日以内で新市長の選挙を行わなければなりません。ということで、16年12月までには新市長が選挙があって誕生しますので、新市長による17年度の当初予算編成が可能ですよと。一般的に事務的な作業を進めまして、1月ぐらいに新市長における査定といいますか、予算の作業ができれば議会等も計算しても本格的な予算、新市長が入った当初予算が組めるというようなことでございます。

それ以外の期間、1月1日、1月4日、3月1日の分につきましては、市長の誕生と予算査定作業の関係で当初における本格予算は難しいので、暫定予算という感じで書いていまして、これはいわゆる人件費等の必要最小限の予算を暫定的に組んで、例えば、6月補正などで本格的な予算を組むというような意味の暫定予算でございます。特に、3月1日のところの米印に書いていますように、年度末における合併の場合、旧町におけます平成16年度の打ち切り決算、それから16年度の3月ひと月だけの暫定予算、また17年度における暫定予算、それから17年度の補正、本格予算という一連の作業が短期間に集中するというような事態になります。

というようなことで整理しまして、事務的にはこの中で一つの参考として申し上げれば、一定の事前の準備期間がとれて、かつ日割り計算などの事務量の増がない17年1月1日を中心に検討していただければというふうに考えております。

以上です。

山下議長

45ページに他地域の合併の期日を参考に掲げておるところでございますが、今事務局が説明をいたしましたように、いろいろとそれぞれの期日にも問題点があるわけでございますが、

17年1月1日ということが最も妥当ではないかなという判断を事務局はいたしておるよう
ございまして、次回、この17年1月1日で皆様方に御協議を賜りたいという考え方でござい
ます。どうかひとつお持ち帰りをいただいて、再度各議会とも御協議の上、次の機会にひと
つ決定を賜りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

このことにつきまして特に何かございますか。澤田委員。

澤田委員

合併期日を17年1月1日とした場合ですね、調印日はさかのぼって500日から300日ぐら
いどこもかかっておりますので、その調印日もある程度日にちを決めて次回の検討というこ
とにしていただければと思いますけど。

以上です。

山下議長

事務局、その点を説明お願いいたします。

木下参事

協定項目の要件としましては合併の期日のみなんですが、おっしゃるとおり、協議会のス
ケジュール上、また、その後の準備作業上、早急に新しい合併期日に対応した調印議決日を
早目に決めなければいけないと思いますので、できれば期日を決定していただいた後に協議
をしていただければ事務局としても助かります。

山下議長

よろしいでしょうか。尾崎委員。

尾崎委員

ちょっと事務局の方にお尋ねいたします。

この合併期日の変更というのは、つまり今確認済みの16年3月1日を延ばそうということ
によるデメリットというのは全く考えられないのかどうかですね。延ばすことによって何か
問題が起きそうだと想定されるものがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

山下議長

事務局どうぞ。

木下参事

こちらの3万5,000人という人口要件の特殊性があって、当初の1月の時点では法律上、

16年3月31日までの間に合併期日を決めなければならないというような条件があって、その中で16年3月1日を決めた経過があって、先ほど説明しましたように、今回特例的に確認された事項を再協議というようなことになっています。

3月1日を1年以内において延ばすということ自体についてですけれども、正直言います、3月1日の場合、事務的に非常に厳しいスケジュールの中で合併を目指すということになっておりましたけれども、法が延びたのを受けて合併期日を延ばすこと自体については、事務的には十分な協議ができるようになったというような点があると思います。また、合併の期日自体が延びたことでの特例法上の、例えば財政措置とかもろもろ、そういうもののデメリットというのは恐らく何もないというふうに思います。制度上受けるデメリットというのはあられないというふうに思います。

山下議長

補足をしたいと思いますが、制度上での問題はないとしても、当然各町の合併に対する温度差というものもございます。特に、大島町あたりにおいてはまだまだ相当の問題点もあるようでございまして、一応今の決着の時点では早い方がいいんだという考え方も示されておるようでございます。そうした点ではいろいろな問題点もあろうかと思いますが、やはり新市建設計画、そういったものを十分議論しながら作成をしていくということになれば、やはり法が延びた、そのためにひとつ合併の期日を1月1日ということも考えられるということでございまして、一たん16年3月1日と決めておりましたけれども、法が延びた関係上、そして総合的に判断をして、17年1月1日という考え方を示させていただいておるわけでございます。

内田委員。

内田委員

1月1日ということで基本的には考えなきゃいけないんですが、1月1日と1月4日の相関関係なんですけれども、1月1日になりますと、28日が御用納めになって、29日、30日、31日と3日間の準備期間が出てきます。1月4日の場合は3日間と1日、2日、3日、4日が御用始めということで、かなり準備期間が出てきます。それと一方、1月4日の場合は日割り計算による事務量増が出てくるわけですね。そこら辺との兼ね合いだろうと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに考えたらいいのかなというふうに思っていて、そこら辺も比較考慮する場合の一つの考え方かなというふうに思っております。

以上ですが。

山下議長

当初、おっしゃるように、17年1月4日というのが妥当じゃないかなという考え方もしておったところでございますが、実質、1日と4日の両方の案を事務局側が独自に職員に判断をさせてみたところ、事務量の増大というものがやはり相当あるということで、1月1日の方がベターじゃないかという判断に立っているようでございます。

内田委員

引越しとか休み、そういう準備よりも、まだ事務量的の方が相当あるということですね。

山下議長

事務局、その点どうぞ。

木下参事

総合的に判断したということですが、事務量の増が思った以上に大きかったというような判断が一つあります。また、1月1日付で合併したとしまして、1日、2日、3日は年始の休暇がまだ続いておりますので、肝心かなめの電算テスト等はその期間も合併後も実質できるというように考えておりました、1月4日における準備期間が丸々3日間少なくなるというものでもない。閉庁期間ですので、まだ準備もかれこれできるというふうなこともありまして、かつあえて事務量増が見える4日より、できれば1日付の方がスムーズじゃないかということで1日を選択したところでございます。

山下議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下議長

それでは、ないようでございますので、本日提案をした事項は以上でございますが、次期開催について事務局から説明をお願いしたいと思います。

富永事務局次長

次回、第14回の協議会ですが、議案の47ページにありますように、8月8日金曜日、午後1時から、場所は大瀬戸町コミュニティーセンター3階大会議室で行うこととしております。8月8日金曜日、午後1時から大瀬戸町で開催をするということでよろしく願いいたします。

山下議長

そういうことで、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

杉澤委員。

杉澤委員

先ほどの合併の期日の件なんです、今事務局の方から説明を受けまして、技術的には1月1日の方がいいということですよ。だから、こういう提案も1月4日とか、こういう選択肢を出すんじゃなくて、もう1月1日で提案をしていただいて、その中で各町で持ち帰って議論してきた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

山下議長

次回に正式に提案をするときに、17年1月1日で提案をしたいということでございますので、きょうは事前協議ということでの提案をさせていただいておるわけでございます。

以上で終わりたいと思いますが、きょうは大事な項目である新市の名称も決定をさせていただきました。西海市という名称が決定をいたしましたわけでございますが、今後ずっとこの市の名前とつき合っていかなければいけないわけございまして、私としては西海町の町長ということで西海市と決定したというのは非常にありがたいことでございます。皆さん方に厚く御礼を申し上げさせていただき次第でございます。

本日は本当に長時間にわたりまして御協議を賜りましたことを厚く御礼を申し上げまして、終了したいと思います。ありがとうございました。

午後3時41分 閉会

本会議の次第は、事務局長の調整したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長